

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年2月19日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



## 北海道後期高齢者医療広域連合条例第1号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する  
条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号)の一部を次のように改正する。

第8条中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度及び平成23年度」に、「100分の9.63」を「100分の10.28」に改める。

第9条中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度及び平成23年度」に、「43,143円」を「44,192円」に改める。

附則第5条第7号中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度及び平成23年度」に改める。

附則に次の3条を加える。

(平成22年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第14条 平成22年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第15条若しくは附則第16条」とする。

(平成22年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第15条 平成22年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成22年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得し、又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第13条の規定により月割をもって算定した額とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例)

第16条 平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

附則別表を次のように改める。

附則別表(附則第2条、附則第5条関係)

- 2 前項の規定は、平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第2条、附則第5条関係）

市町村名	所得割率及び被保険者均等割額	
名寄市	所得割率	100分の9.33
	被保険者均等割額	40,078円
島牧村	所得割率	100分の9.49
	被保険者均等割額	40,794円
黒松内町	所得割率	100分の9.20
	被保険者均等割額	39,539円
占冠村	所得割率	100分の9.47
	被保険者均等割額	40,697円
美深町	所得割率	100分の9.56
	被保険者均等割額	41,086円
中川町	所得割率	100分の8.98
	被保険者均等割額	38,602円
初山別村	所得割率	100分の9.50
	被保険者均等割額	40,799円
礼文町	所得割率	100分の9.31
	被保険者均等割額	39,985円
利尻町	所得割率	100分の9.35
	被保険者均等割額	40,175円
利尻富士町	所得割率	100分の9.30
	被保険者均等割額	39,954円
清里町	所得割率	100分の9.45
	被保険者均等割額	40,595円
西興部村	所得割率	100分の9.40
	被保険者均等割額	40,401円
更別村	所得割率	100分の9.34
	被保険者均等割額	40,109円
陸別町	所得割率	100分の9.49
	被保険者均等割額	40,768円
鶴居村	所得割率	100分の9.58
	被保険者均等割額	41,183円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。